◆ 特別養護老人ホーム みどり苑

【 負担割合1割の方 】 (1日あたり単位:円)

区 分		基本料金	日常生活 継続支援	看護体制 加算(I)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	居住費 ※	食費 ※	合 計
			加算			(皿) 口	(第4段階の場合)	(第4段階の場合)	
要介護1	個 室	573	36	4	8	16	1,171	1,512	3,320
	多床室	573	36	4	8	16	855	1,512	3,004
要介護2	個 室	641	36	4	8	16	1,171	1,512	3,388
	多床室	641	36	4	8	16	855	1,512	3,072
要介護3	個 室	712	36	4	8	16	1,171	1,512	3,459
	多床室	712	36	4	8	16	855	1,512	3,143
要介護4	個 室	780	36	4	8	16	1,171	1,512	3,527
	多床室	780	36	4	8	16	855	1,512	3,211
要介護5	個 室	847	36	4	8	16	1,171	1,512	3,594
	多床室	847	36	4	8	16	855	1,512	3,278

【 負担割合2割の方 】

(1日あたり単位:円)

「長垣前口と前の方」 (1日のた) 千座に打									
区分		基本料金	日常生活継続支援	看護体制 加算(I)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	居住費 ※	食費 ※	合 計
			加算			(皿) 口	(第4段階の場合)	(第4段階の場合)	
要介護1	個 室	1,146	72	8	16	32	1,171	1,512	3,957
	多床室	1,146	72	8	16	32	855	1,512	3,641
要介護2	個 室	1,282	72	8	16	32	1,171	1,512	4,093
	多床室	1,282	72	8	16	32	855	1,512	3,777
要介護3	個 室	1,424	72	8	16	32	1,171	1,512	4,235
	多床室	1,424	72	8	16	32	855	1,512	3,919
要介護4	個 室	1,560	72	8	16	32	1,171	1,512	4,371
	多床室	1,560	72	8	16	32	855	1,512	4,055
要介護5	個 室	1,694	72	8	16	32	1,171	1,512	4,505
	多床室	1,694	72	8	16	32	855	1,512	4,189

- ☆ 居住費及び食費については、所得等に応じた減額措置や経過措置があります。 (下記の表を参考にして下さい。)
- ☆ 入所及び退院(30日以上入院後)した日から30日に限り、初期加算(30円/日)が加算されます。
- ☆ 入院または外泊をした連続した6日間は、外泊時の費用として、外泊時費用加算(246円/日)が加算されます。
- ☆ 医師が必要と認め、療養食を提供した場合、療養食加算(6円/回【1食】)が加算されます。
- ☆ 経口による食事が可能で、摂取状況の管理、観察が必要な方に対し、経口維持加算(I)(400円/月)及び経口維持加算(I) (100円/月)が加算されます。
- ☆ 若年性認知症利用者受入加算として、(120円/日) が加算されます。(対象の方のみ)
- ☆ 介護職員処遇改善加算(I)として、(基本サービス費+各種加算・減算)×83/1000 で算出した額が加算されます。

◎ 利用者負担段階と負担限度額

利用者		限度額(日							
負担段階	居住	費 ※	食費 ※	対 象 者					
第1段階	個 室	320 円	300 円	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税 されていない方で老齢福祉年金を受給されている方					
	多床室	0 円	30011	・生活保護等を受給されている方	で預 2 貯 , 金 0 等				
第2段階	個 室	420 円	390 円	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。) が市区町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非税年金収入額の合計が年間80万円以下の方					
	多床室	370 円	39011						
第3段階	個 室	820 円	650 円	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税 されていない方で、上記第2段階以外の方					
	多床室	370 円	030 円		万 円				
第4段階	個 室	1, 171 円	1. 512 円	・上記以外の方					
	多床室	855 円	1, 01211						